

滋賀プラス・サイクル推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、滋賀プラス・サイクル推進協議会（以下、協議会という。）と称する。

(目 的)

第2条 これまで個人の私的な移動手段としての役割に限定されていた自転車に対して、単なる公共交通との連携だけでなく、その役割を見直し、新しい価値と公共性を付与していくことで、自転車を地域における公共交通体系のひとつとして位置づけていく「+cycle（プラス・サイクル）」構想を実施していくことを目的とし、「環境のため、健康のため、人にやさしいまちづくり」及びサイクルツーリズムを目指す。

(事 業)

第3条 協議会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「+cycle（プラス・サイクル）」構想の検討・実施
- (2) 自転車に関する課題・情報の共有と相談に応じた協力支援
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 別表1の職にある者
- (2) その他協議会の目的に賛同する関係諸団体の役職にある者で、会長が認めた者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

3 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

4 副会長および監事は、総会において、委員の互選により定める。

5 会長は、協議会の議長となり、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、やむを得ず会長が出席できない時は、その職務を代理する。

7 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員の途中退任における補欠役員の任期は、前任者の残任期とする。

(入退会)

第6条 協議会の委員としての入会を希望する者は、入会申込書（別記様式第1号）を事務局に提出しなければならない。

2 入会にあたっては、協議会内の委員・事務局から2名の推薦を要件とする。

3 協議会の事務局においてこれを審議し、その承認をもって入会とする。

4 委員が退会を希望する場合は、事務局に申し出る。

(会 議)

第7条 会議は、総会および幹事会とし、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は会長が、幹事会の議長は副会長があたる。

(総 会)

第8条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定および改廃に関する事項
- (2) 事業計画、予算および決算に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関する主要な事項

2 総会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、急務を必要とする場合、その他やむを得ない状況により、総会に付議することができないと認めたときは、幹事会に諮り、その議決をもって総会の議決とみなすことができる。ただし、議決事項については、次期総会において報告しなければならない。

5 総会の開催方法は、対面（WEB会議システムを含む）もしくは書面表決とする。

6 会長は、議事運営のため、必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第9条 本会の事業を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、副会長および幹事で構成し、幹事は次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 別表2の職にある者
- (2) その他協議会の目的に賛同する関係諸団体の役職にある者で、会長が認めた者

3 幹事会は、協議会の事業の執行に関する企画、立案を行うとともに、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること

4 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第10条 協議会には「+cycle（プラス・サイクル）」構想のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課内に置く。

2 協議会の事務局は、事務局長、事務局次長およびその他事務局員を置く。

3 事務局長は滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課長とし、事務局次長および事務局員は別表3の職にある者を充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け、事務局を総括する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の場合はこれを代理する。

6 事務の専決については、別に定めるところによる。

(会 計)

第12条 本会の会計は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

2 前項第1号にいう一般会計とは、特別会計以外の収入と支出を経理する会計をいう。

3 第1項第2号にいう特別会計とは、特別会計の事業目的にかかる収入と支出を経理する会計をいう。

4 協議会の経費は、負担金、補助金、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

5 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

6 協議会の予算および決算は、総会において承認を得なければならない。

7 協議会の事業計画および予算の変更については、幹事会での議決を経て、総会において承認を得なければならない。

8 財務の取扱いについては別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成24年8月23日から施行する。

附則 この改正は平成26年6月26日から施行する。

附則 この改正は平成27年9月2日から施行する。

附則 この改正は平成28年3月28日から施行する。

2 この改正に伴って新たに副会長の選出を行う際の任期は、第6条の規定にかかわらず、現副会長の残任期とする。

附則 この改正は令和元年6月10日から施行する。

附則 この改正は令和6年7月24日から施行する。

附則 この改正は令和8年8月17日から施行する。

別表1 委員名簿

滋賀県知事
大津市担当課長
彦根市担当課長
長浜市担当課長
近江八幡市担当課長
草津市担当課長
守山市担当課長
栗東市担当課長
東近江市担当課長

米原市担当課長
愛荘町担当課長
多賀町担当課長
滋賀県警察本部交通企画課長
滋賀県警察本部交通規制課長
滋賀県教育委員会保健体育課長
滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課長
滋賀県県土整備部道路保全課歩行者・自転車安全係長
滋賀県県土整備部道路保全課交通安全対策室参事
滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局ビワイチ推進室長
滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課広域スポーツ係長

別表 2 幹事名簿

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課長
滋賀県県土整備部道路保全課歩行者・自転車安全係長
滋賀県県土整備部道路保全課交通安全対策室参事
滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局ビワイチ推進室長
滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課広域スポーツ係長

別表 3 事務局名簿

○事務局次長

滋賀県県土整備部道路保全課歩行者・自転車安全係長
滋賀県県土整備部道路保全課交通安全対策室参事
滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局ビワイチ推進室長

○事務局員

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課担当係員
滋賀県県土整備部道路保全課担当係員

滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局担当係
員

輪の国びわ湖推進協議会担当者

水色舎担当者